府令

○内閣府令第六十六号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 ［第一節・第二節　略］ 第三節　監督局（第九条―第十四条の二） ［第二章・第三章　略］ 附則 （金融経済教育推進室及び研究官） **第三条**　総合政策課に、金融経済教育推進室及び研究官四人を置く。 ［項を削る。］	目次 第一章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　監督局（第九条―第十四条） ［第二章・第三章　同上］ 附則 （資産運用高度化室等及び研究官等） **第三条**　総合政策課に、資産運用高度化室及び金融経済教育推進室並びに研究官四人を置く。 2　資産運用高度化室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る資産運用の高度化に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3　資産運用高度化室に、室長を置く。 4～6　［同上］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2～4　［同上］
［項を削る。］ 2～4　［略］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　略］	［項を削る。］ 3　資産運用高度化室に、室長を置く。 4～6　［同上］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　同上］

改正後	改正前
（企画官等） **第八条**　企業開示課に、企画官三人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。 ［2～6　略］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。 ［2～10　略］ ［項を削る。］	（企画官等） **第八条**　企業開示課に、企画官二人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。 ［2～6　同上］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十四人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人、国際監督調整官一人及び資産運用調整官一人を置く。 ［2～10　同上］ 11　資産運用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 （損害保険・少額短期保険監督室及び保険計理官等） **第十三条**　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2・3　同上］ ［項を加える。］ 4～9　［同上］
（損害保険・少額短期保険監督室及び監督企画官等） **第十三条**　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに監督企画官一人、保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2・3　略］ 4　監督企画官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 5～10　［略］	